

長野市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症のPCR等の 自主検査費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症に限る。以下同じ。）に感染した場合の重症化リスクが高い高齢者等の感染拡大を防止するため、高齢者施設等における当該施設等の従業員等を対象とした新型コロナウイルス感染症の自主検査の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス特別警報Ⅰ 新型コロナウイルス長野県対策本部が新型コロナウイルス感染症に係る県独自の感染警戒レベル4に相当するものとして発出するものをいう。
- (2) 新型コロナウイルス特別警報Ⅱ 新型コロナウイルス長野県対策本部が新型コロナウイルス感染症に係る県独自の感染警戒レベル5に相当するものとして発出するものをいう。
- (3) 緊急事態宣言 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定による新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。
- (4) 新型コロナウイルス特別警報Ⅰ等 新型コロナウイルス特別警報Ⅰ、新型コロナウイルス特別警報Ⅱ又は緊急事態宣言をいう。
- (5) PCR等検査 新型コロナウイルス感染症に係るPCR法等による核酸検出検査、抗原定量検査又は抗原定性検査（無症状者に対して実施するものにあつては、令和3年3月3日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第3.1版）」に定める条件を満たすものに限る。）をいう。
- (6) 行政検査 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条の規定による検査をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に所在する別表第1に掲げる施設又は事業所（以下「施設等」という。）の設置者又は運営者とする。

(対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象者が別表第2に掲げる者（市長が適当でないと認める者を除く。以下「検査対象者」という。）を対象として令和3年4月1日以後に自主的に実施するPCR等検査

(新型コロナウイルス特別警報 I 等の発出期間及び当該発出期間が解除された日の翌日から起算して 2 週間以内 (以下「対象期間」という。)) に実施するものに限る。以下同じ。) に係る次に掲げる経費とする。ただし、検査対象者のうち、施設等が提供するサービスを受けるために当該施設等に対象期間中に新たに入所する者 (第 3 項において「新規入所者」という。) にあつては、1 人につき当該対象期間中に受検した P C R 等検査 1 回分を限度とする。

- (1) 検査料金
 - (2) 検体の郵送・配送料
 - (3) 検査に要する診療費 (新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した際の診療費を含む。)
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、P C R 等検査の実施に必要な費用として市長が認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査又は保険診療による検査の対象である者に係る経費は、対象経費としない。
- 3 補助金の額は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める P C R 等検査 1 回当たりの額を P C R 等検査ごとに算定し、当該算定した額の補助対象者全体の合計額又は補助対象者が実施する P C R 等検査に係る総事業費から寄附金、県等の補助金その他の P C R 等検査に係る収入を控除して得た額のいずれか低い額 (その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) とする。
- (1) 1 人の検査対象者に対し一の対象期間中に P C R 等検査を複数回実施した施設等 P C R 等検査 1 回に係る対象経費の実支出額に 10 分の 9 を乗じて得た額又は 23,000 円のいずれか低い額
 - (2) 前号の施設等以外の施設等 P C R 等検査 1 回に係る対象経費の実支出額に 3 分の 2 を乗じて得た額又は 15,000 円のいずれか低い額 (ただし、新規入所者に対して実施する P C R 等検査にあつては、当該 P C R 等検査 1 回に係る対象経費の実支出額に 10 分の 9 を乗じて得た額又は 23,000 円のいずれか低い額とする。)
- 4 対象期間と次の対象期間とが連続し、又はその期間の全部若しくは一部が重複する場合においては、これらの対象期間を一の対象期間とみなして、この要綱の規定を適用する。

(補助金の交付の条件)

第 5 規則第 4 条第 2 項に規定する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) P C R 等検査を実施する者が、令和 2 年 11 月 24 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について」の規定による留意事項を遵守すること。
- (2) この要綱による補助金を充てる経費について、この要綱による補助金以外の助成金、交付金その他これに類する補助金等の交付を受けていないこと。
- (3) 補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保管すること。
- (4) 市長から報告を求められた場合には、補助事業が完了した年度の翌年度から 5

年間は、補助事業に係る資料等の提出及び報告をすること。

(5) その他市長が必要と認めること。

(補助金の交付の申請)

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 複数の施設等に係る分の補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該複数の施設等に係る分をまとめて申請するものとする。

3 補助金の交付の申請は、対象期間ごとに行うものとし、第1項の申請書の提出期限は、対象期間ごとに市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

第7 規則第8条の規定による補助事業の内容の変更又は廃止の承認の申請は、長野市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査事業変更(廃止)承認申請書(様式第2号)を提出して行うものとする。

(実績報告)

第8 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査事業実績報告書(様式第3号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 受検したPCR等検査に要した費用を証する領収書等の写し

(2) 補助事業精算書(総括表)(様式第4号)

(3) 施設・事業所内訳書(様式第5号)

(4) 補助事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に掲げる書類の提出期限は、対象期間ごとに市長が別に定める。

(補助金の交付の請求)

第9 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助金交付請求書(様式第6号)によるものとする。

(文書の様式)

第10 この要綱に定める文書の様式は、市長が別に定める。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日以後に実施されるPCR等検査について適用する。

(長野市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症のPCR等検査自主実施費用補助金交付要綱の廃止)

2 長野市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症のPCR等検査自主実施費用補助金交付要綱(令和3年長野市告示第306号)は、廃止する。

(長野市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症のPCR等検査自主実施費用補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

- 3 この要綱の施行前に提出された前項の規定による廃止前の長野市高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症のPCR等検査自主実施費用補助金交付要綱第6第1項に規定する申請書その他市長が適当と認める申請書は、第6第1項に規定する申請書とみなす。

別表第1 (第3条関係)

区分		施設又は事業所
高齢福祉関係	施設	介護老人福祉施設(地域密着型に係るものを含む。)、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者生活介護(地域密着型に係るものを含む。)、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)又は生活支援ハウス
	通所・訪問事業所	通所介護(地域密着型及び認知症対応型に係るものを含む。)、療養通所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護(看護を含む。)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション又は介護予防・生活支援サービス事業(介護予防ケアマネジメントを除く。)
障害福祉関係	施設	障害者支援施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練又は福祉ホーム
	通所・訪問事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、障害児通所支援事業所、地域活動支援センター又は精神障害者共同作業所
生活保護関係	施設	救護施設
医療関係	施設	PCR等検査の実施日現在においてPCR等検査に係る検査機器等を有していない病院

別表第2 (第4条関係)

区分	検査対象者
高齢福祉関係 障害福祉関係 生活保護関係	1 施設等において当該施設等の業務に従事している者(非常勤職員及びボランティアを含む。) 2 委託契約等に基づき、施設等に立ち入る委託業者等の従業員 3 施設等が提供するサービスを受けるために当該施設等に対象期

	間中に新たに入所する者
医療関係	施設において当該施設の業務に従事している医療従事者及び事務職員（非常勤職員を含む。）